

用語（第1条）

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

規定の趣旨

- 省令で使用する用語について、旅費法及び旅費法施行令の用語の例によることを定める規定。
- 旅費法令として用語の意義等を統一する観点から、旅費法及び旅費法施行令で定義した用語を旅費法省令でも使用することとしている。

（注）各法令等の略称

- ・ 旅費法 : 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）
- ・ 旅費法施行令 : 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）
- ・ 旅費法省令 : 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）
- ・ 運用方針 : 国家公務員等の旅費に関する法律等の運用方針について（令和6年12月20日付財計第4707号）

附属の島（第2条）

（附属の島）

第二条 法第二条第二号に規定する財務省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。

規定の 趣旨

- 旅費法の委任に基づき、本邦に含まれる附属の島を定める規定。

旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費（第3条）

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第三条 法第三条第六項に規定する財務省令で定めるものは、法第八条第二項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、令第五条第一項各号、第六条第一項各号、第七条第一項各号及び第八条各号に掲げる各費用について、当該各条及び法第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを求めたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを求めたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- 二 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について令第九条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第十五条並びに法第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを求めたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを求めたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- 三 前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

- 旅費法の委任に基づき、旅行命令等の変更により旅行が中止になった場合等に発生する旅行者の損失となった金額（払戻不可額やキャンセル料等）について、旅費として支給できる金額を定める規定。

<第1号>

- 交通費に係るキャンセル料等につき、旅費法施行令第21条と同様、その構成要素（運賃・料金等）のそれぞれについて、比較することとしている。

<第3号>

- 宿泊施設を利用日直前にキャンセルした際、宿泊代金（宿泊費基準額と同額）の100%がキャンセル料として請求され、さらに当該キャンセル料を支払う際の振込手数料が発生したような場合に当該手数料が旅行者の負担とならないようにするため、旅行命令権者が認めた場合には当該手数料を追加的に支給することとしている。

規定の趣旨

旅費額を喪失した場合における旅費（第4条）

（旅費額を喪失した場合における旅費）

第四条 法第三条第七項に規定する財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため法及び令の規定により支給することができる額
- 二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

規定の趣旨

- 旅費法の委任に基づき、旅費額を喪失した場合に、旅費として支給できる金額を定める規定。
- 旅費額とは概算払で支給された金額をいう
- 支給する趣旨としては、旅行中の天災等により旅費額を喪失した場合において、当該旅行を完了させるため、当該喪失分を旅費として支給するというものである。

旅行命令等の通知（第5条）

（旅行命令等の通知）

第五条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに次条第一項で定める事項を支出官等に通知しなければならない。

規定の趣旨

- 旅行命令等の発出及び変更について、旅行命令制度の適正な運用を図る観点から、支出官等に通知することを定める規定。

旅行命令簿等の記載事項又は記録事項（第6条）

（旅行命令簿等の記載事項又は記録事項）

第六条 法第四条第四項に規定する財務省令で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間及び旅行命令権者の官職とする。

2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか、所属部局課、住所又は居所、官職、氏名、職務の級（職員が内閣総理大臣等又は指定職職員等のいずれかに該当する場合には、その旨。）、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第一項に定める事項のほか、所属団体又は所属部局課、住所又は居所、役職又は官職、氏名、職務の級（旅行者が内閣総理大臣等又は指定職職員等のいずれかに該当する場合には、その旨。）、旅費の請求者並びに概算払及び精算払に係る支給年月日及び支給額を記載又は記録する。

4 旅行命令簿等は、備考欄を設け、旅行命令等の変更をする場合には、旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載又は記録する。

規定の趣旨

- 旅費法の委任に基づき、旅行命令簿等の記載事項又は記録事項を定める規定。
- 本条の事項を満たしていれば、旅行命令簿等の様式は問わないこととしている。

旅行命令等の変更の申請（第7条）

（旅行命令等の変更の申請）

第七条 旅行者は、法第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。

規定の 趣旨

- 旅行命令等の変更を申請するに当たって、必要な事項を定める規定。

行政職俸給表(-)に相当する職務の級（第8条）

（行政職俸給表(-)に相当する職務の級）

第八条 令第一条第二項第三号に規定する「これに相当する職務の級」は、旅行者の職務の内容及び旅行者に支給される給与の額を勘案して定めることとし、次の各号に掲げる者について、各庁の長は財務大臣への協議を経たものとみなして、当該各号に掲げる職務の級とすることができる。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第六条第一項第一号ロ及び第二号から第十号までに規定する俸給表の適用を受ける者 別表第一の一及び別表第一の二で定める職務の級
- 二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。別表第一の三において「任期付研究員法」という。）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者 別表第一の三で定める職務の級
- 三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者 用務の内容及び行政職俸給表(-)の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定める職務の級
- 四 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。次号及び別表第一の三において「特別職給与法」という。）第一条第四十四号に掲げる者 別表第一の三で定める職務の級
- 五 一般職給与法第二十二條の規定による非常勤職員及び特別職給与法第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる者 用務の内容及び行政職俸給表(-)の適用を受ける者との権衡を考慮して各庁の長が定める職務の級
- 六 一般職の職員以外の職員であつて、その者の受ける俸給が一般職給与法を準用して定められている者 現にその者について定められている職務の級

規定の趣旨

- 行政職俸給表(-)の適用を受けない者の職務の級について、一律の基準を示し、この基準に従って定めた場合は財務大臣への協議を経たものとみなすことができる規定。

別表第一 行政職俸給表(-)の各級に相当する職務の級（第8条関係） 1/3

一 一般職給与法第六条第一項第一号ロ及び第二号から第十号までに規定する俸給表の適用を受ける者（別表第一の二に規定する職員を除く。）の行政職俸給表(-)の各級に相当する職務の級

行政職 俸給表 (一)	行政職 俸給表 (二)	専 門 行政職 俸給表	税務職 俸給表	公安職 俸給表 (一)	公安職 俸給表 (二)	海事職 俸給表 (一)	海事職 俸給表 (二)	教育職 俸給表 (一)	教育職 俸給表 (二)	研究職 俸給表	医療職 俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)	医療職 俸給表 (三)	福祉職 俸給表	専 門 スタッフ職 俸給表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級		4級の5号俸以上		5級の5号俸以上	4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級の4号俸以下 3級の29号俸以上		5級の4号俸以下	3級の5号俸以上				2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級		3級の9号俸から 28号俸まで	3級の29号俸以上		3級の4号俸以下	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級			2級の25号俸以上	3級の25号俸から 28号俸まで 2級の49号俸以上	4級 3級の13号俸以上	2級の13号俸以上	6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級の8号俸以下 2級の17号俸から 24号俸まで	3級の17号俸から 24号俸まで 2級の41号俸から 48号俸まで	3級の5号俸から 12号俸まで	2級の9号俸から 12号俸まで	5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級の5号俸から 16号俸まで	3級の5号俸から 16号俸まで 2級の37号俸から 40号俸まで 1級の57号俸以上	3級の4号俸以下	2級の8号俸以下 1級の25号俸以上				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	2級の4号俸以下 1級の25号俸以上	3級の4号俸以下 2級の25号俸から 36号俸まで 1級の37号俸から 56号俸まで	2級の25号俸以上	1級の13号俸から 24号俸まで	4級 3級の5号俸以上	4級 3級の5号俸以上	3級 2級の13号俸以上	
2級	3級	1級の17号俸以上	2級	3級の9号俸以上 2級の33号俸以上 1級の41号俸以上	2級	2級の9号俸以上	4級 3級	1級の9号俸から 24号俸まで	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の21号俸から 36号俸まで	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の45号俸以上	1級の12号俸以下	3級の4号俸以下 2級の9号俸以上	3級の4号俸以下 2級の29号俸以上	2級の12号俸以下	
1級	2級 1級	1級の16号俸以下	1級	3級の8号俸以下 2級の32号俸以下 1級の40号俸以下	1級	2級の8号俸以下 1級	2級 1級	1級の8号俸以下	2級の8号俸以下 1級の20号俸以下	2級の8号俸以下 1級の44号俸以下		2級の8号俸以下 1級	2級の28号俸以下 1級	1級	

別表第一 行政職俸給表(-)の各級に相当する職務の級（第8条関係） 2/3

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員の行政職俸給表(-)の各級に相当する職務の級

行政職 俸給表 (一)	行政職 俸給表 (二)	専 門 行政職 俸給表	税務職 俸給表	公安職 俸給表 (一)	公安職 俸給表 (二)	海事職 俸給表 (一)	海事職 俸給表 (二)	教育職 俸給表 (一)	教育職 俸給表 (二)	研究職 俸給表	医療職 俸給表 (一)	医療職 俸給表 (二)	医療職 俸給表 (三)	福祉職 俸給表	専 門 スタッフ職 俸給表
10級		8級	10級	11級	10級			5級		6級	5級				4級
9級		7級	9級	10級	9級	7級					4級	8級			3級
8級		6級	8級	9級	8級			4級		5級					2級
7級		5級	7級	8級	7級	6級					3級	7級	7級	6級	
6級		4級	6級	7級	6級					4級		6級	6級	5級	1級
5級		3級	5級	6級	5級	5級		3級	3級	3級		5級	5級	4級	
4級	5級		4級	5級	4級	4級	6級	2級	2級		2級				
3級	4級	2級	3級	4級	3級	3級	5級	1級	1級	2級	1級	4級 3級	4級 3級	3級 2級	
2級	3級	1級	2級	3級 2級 1級	2級	2級	4級 3級			1級		2級	2級		
1級	2級 1級		1級		1級	1級	2級 1級					1級	1級	1級	

別表第一 行政職俸給表(-)の各級に相当する職務の級（第8条関係） 3/3

三 任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された者及び特別職給与法第一条第四十四号に掲げる者の行政職俸給表(-)の各級に相当する職務の級

行政職 俸給表 (一)	任期付研究 員法 第三条 第一項 第一号	任期付 研究員法 第三条 第一項 第二号	特別職 給与法 第一条 第四十四号
10級			
9級	六号俸		十二号俸 十一号俸 十号俸 九号俸
8級	五号俸		
7級	四号俸		八号俸 七号俸 六号俸 五号俸
6級	三号俸		四号俸 三号俸
5級	二号俸		
4級	一号俸		二号俸
3級		三号俸 二号俸 一号俸	一号俸
2級			
1級			

鉄道賃に係る鉄道（第9条）

（鉄道賃に係る鉄道）

第九条 令第五条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの
- 三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの

規定の趣旨

- 旅費法施行令の委任に基づき、鉄道に相当するものを定める規定。
- 将来的に新しい形態の鉄道が登場した場合や外国での鉄道利用にも対応するため、「類するもの」・「相当するもの」と規定している。

船賃に係る船舶（第10条）

（船賃に係る船舶）

第十条 令第六条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- 二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

規定の趣旨

- 旅費法施行令の委任に基づき、船舶に相当するものを定める規定。
- 将来的に新しい形態の船舶が登場した場合や外国での船舶利用にも対応するため、「類するもの」・「相当するもの」と規定している。

航空賃に係る航空機（第11条）

（航空賃に係る航空機）

第十一条 令第七条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- 二 外国における前号に掲げるものに相当するもの

規定の趣旨

- 旅費法施行令の委任に基づき、航空機に相当するものを定める規定。
- 将来的に新しい形態の航空機が登場した場合や外国での航空機利用にも対応するため、「類するもの」・「相当するもの」と規定している。

特定航空移動等（第12条）

（特定航空移動等）

第十二条 令第七条第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が八時間以上の移動とする。

2 令第七条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。

規定の趣旨

- 旅費法施行令の委任に基づき、職階区分に応じた運賃等級の制限について、その例外の場合を定める規定。
- 「一の旅行区間」とは、出発地から旅行地までの区間（往路あるいは復路）を指している。
- 「飛行時間」とは、旅行者が航空機に搭乗している時間を指しており、乗継ぎのための待機時間等は含まない。

宿泊費基準額等（第13条）

（宿泊費基準額等）

第十三条 令第九条に規定する財務省令で定める額は、別表第二のとおりとする。

2 令第九条に規定する財務省令で定める場合は、内国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 国際会議（内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官又は国会議員（次項第二号において「各大臣等」という。））が出席するものに限る。）において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

3 令第九条に規定する財務省令で定める場合は、外国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 国際会議（これに準ずるものを含む。以下この号及び次号において同じ。）において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

二 国際会議に出席するため各大臣等の外国旅行に同行する者が各大臣等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

三 外務大臣が財務大臣に協議して定める宿泊施設の一覧表に記載されている宿泊施設に宿泊する場合であつて、当該宿泊施設に宿泊することが公務の円滑な運営に資するとき。

四 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

五 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

- 旅費法施行令の委任に基づき、宿泊費基準額を定めるとともに、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超えた場合に当該現に支払った額を支払うことができる場合を定める規定。
- 宿泊費基準額については、実際に宿泊した宿泊地に応じて判断する。

<第2項・第3項>

- 「検索」とは、複数の宿泊施設検索サイト、メタサーチサイト又は他社商品も含めて範囲等に従った宿泊施設を提供できる旅行代理店を利用して検索することをいう。〔運用方針規程第13条関係第2項及び第3項1〕
- 「最も安価な宿泊施設」とは、宿泊料金及び用務先と宿泊施設との間の移動に係る交通費を勘案し、予約時点で最も安価な宿泊施設、ルームタイプ及び料金体系であるものをいう。〔運用方針規程第13条関係第2項及び第3項2〕

規定の趣旨

別表第二 宿泊費基準額（第13条関係） 1/2

一 本邦

- 都道府県を基本単位として、各区分の金額を定めている。
- 宿泊費基準額については、実際に宿泊した宿泊地に応じて判断する（外国も同様）。

区 分	宿泊費基準額（一夜につき）		
	内閣総理大臣等	指定職職員等	職務の級が 十級以下の者
北海道	27,000 円	18,000 円	13,000 円
青森県	23,000 円	15,000 円	11,000 円
岩手県	19,000 円	13,000 円	9,000 円
宮城県	21,000 円	14,000 円	10,000 円
秋田県	23,000 円	15,000 円	11,000 円
山形県	21,000 円	14,000 円	10,000 円
福島県	17,000 円	11,000 円	8,000 円
茨城県	23,000 円	15,000 円	11,000 円
栃木県	21,000 円	14,000 円	10,000 円
群馬県	21,000 円	14,000 円	10,000 円
埼玉県	40,000 円	27,000 円	19,000 円
千葉県	36,000 円	24,000 円	17,000 円
東京都	40,000 円	27,000 円	19,000 円
⋮	⋮	⋮	⋮
鹿児島県	25,000 円	17,000 円	12,000 円
沖縄県	23,000 円	15,000 円	11,000 円

別表第二 宿泊費基準額（第13条関係） 2/2

二 外国

- ・ 在外公館所在都市を基本単位として、各区分の金額を定めている。
- ・ 都市の金額がないものは、国又は地域の金額による。

区 分			宿泊費基準額（一夜につき）		
地域	国名	地名	内閣総理 大臣等	指定職職員等	職務の級が 十級以下の者
アジア	インド	ニューデリー	29,000 円	20,000 円	18,000 円
		コルカタ	16,000 円	11,000 円	10,000 円
		チェンナイ	19,000 円	13,000 円	12,000 円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	86,000 円	59,000 円	54,000 円
		アトランタ	61,000 円	42,000 円	38,000 円
		サンフランシスコ	78,000 円	54,000 円	49,000 円
		シアトル	67,000 円	46,000 円	42,000 円
		シカゴ	70,000 円	48,000 円	44,000 円
		デトロイト	69,000 円	47,000 円	43,000 円
		デンバー	64,000 円	44,000 円	40,000 円
		⋮	⋮	⋮	⋮
		ニューヨーク	91,000 円	63,000 円	57,000 円
		⋮	⋮	⋮	⋮
		ロサンゼルス	67,000 円	46,000 円	42,000 円
		その他の地	58,000 円	40,000 円	36,000 円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
中東	サウジアラビア	リヤド	69,000 円	47,000 円	43,000 円
		ジッダ	34,000 円	23,000 円	21,000 円
		その他の地	59,000 円	41,000 円	37,000 円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
その他の地域			34,000 円	23,000 円	21,000 円

【参考】運用方針 規程第13条関係 1/2

規程第13条関係

第2項

- 1 「国際会議」とは、多国間の会議、フォーラム、二国間協議等の本来的な意味での国際会議をいう。
- 2 「主催者」とは、政府、各府省等が所管する法人又は地方公共団体であって、当該国際会議の開催に係る主要な主体となっているものをいう。
- 3 「宿泊施設の指定」とは、当該国際会議の参加に適した宿泊施設が選定されている場合において、旅行者が当該宿泊施設に宿泊しなければならないことをいう。
- 4 「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件」とは、次に掲げる範囲又は条件（以下「範囲等」という。）のうち、旅行命令権者が公務の円滑な運営上必要と認めるものをいう。
 - (1) 用務先まで、最も適当な移動手段による所要時間がおおむね30分以内であること。ただし、公務の性質及び内容並びに旅行における特別の事情を勘案し、旅行命令権者がやむを得ないと認める場合には、用務先までの適当な所要時間の範囲内とすることができる。
 - (2) 複数の旅行者が同一の宿泊施設に宿泊する必要がある場合には、当該旅行者分の部屋数の確保が可能であること。
 - (3) 旅行を中止する、変更する可能性がある場合には、予約の取消し又は変更が可能な期間が設定されているプランであること。
 - (4) 施設内に執務可能な事務机、無線LAN（Wi-Fi）等の公務の円滑な運営上必要な設備が整えられていること。
 - (5) 各部屋に施錠設備が設置されている、24時間体制で防犯対策が行われている等の安全性が確保されている施設であること。

【参考】運用方針 規程第13条関係 2/2

規程第13条関係

第3項

- 1 「国際会議」とは、多国間の会議、フォーラム、二国間協議等の本来的な意味での国際会議をいい、「これに準ずるもの」とは、会議の名称にかかわらず、各大臣等が外国政府高官等と会談し意見交換を行うもの及び各種式典を含むものとする。
- 2 「主催者」とは、外国政府、国際機関、外国地方公共団体その他外国公法人又はその関係団体であって、当該国際会議の開催に係る主要な主体となっているものをいう。
- 3 「宿泊施設の指定」には、当該国際会議の参加に適した宿泊施設が選定されている場合であって旅行者が当該宿泊施設に宿泊しなければならないときのほか、会場周辺に適当な宿泊施設がない場合、他国の参加者の多くが当該宿泊施設を利用する場合であって当該宿泊施設において他国と打合せをする必要があるとき、当該宿泊施設において主催者の求めによる用務がある場合その他事実上当該宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来す場合を含むものとする。
- 4 「同行する者」には、各大臣等と同一の日程で行動する者のほか、各大臣等の外国旅行に係る用務に必要と認められる期間において、各大臣等からの要請に基づき即時に打合せ等の対応を行わなければならない者を含むものとする。
- 5 「同一の宿泊施設」には、やむを得ない事情により各大臣等と異なる近隣の宿泊施設を利用した場合における当該宿泊施設を含むものとする。
- 6 「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件」とは、次に掲げる範囲等のうち、旅行命令権者が公務の円滑な運営上必要と認めるものをいう。

- (1) 用務先まで、最も適当な移動手段による所要時間がおおむね30分以内であること。ただし、公務の性質及び内容並びに当該旅行における特別の事情を勘案し、旅行命令権者がやむを得ないと認める場合には、用務先までの適当な所要時間の範囲内とすることができる。
- (2) 複数の旅行者が同一の宿泊施設で宿泊する必要がある場合には、当該旅行者分の部屋数の確保が可能であること。
- (3) 旅行を中止する、又は変更する可能性がある場合には、予約の取消し又は変更が可能な期間が設定されているプランであること。
- (4) 施設内に執務可能な事務机、無線LAN（Wi-Fi）等の公務の円滑な運営上必要な設備が整えられていること。
- (5) 各部屋に施錠設備が設置されている、24時間体制で防犯対策が行われている等の安全性が確保されている施設であること。
- (6) 周辺地域における治安情勢を考慮し、旅行者の安全に配慮した立地にあること。
- (7) 危険地域（外務省による危険情報がレベル2以上の地域）においては、(5)の防犯対策に加えて、旅行者の安全を確保するうえで必要な設備、対策等が講じられていること。

第2項及び第3項

- 1 「検索」とは、複数の宿泊施設検索サイト、メタサーチサイト又は他社商品も含めて範囲等に従った宿泊施設を提供できる旅行代理店を利用して検索することをいう。
- 2 「最も安価な宿泊施設」とは、宿泊料金及び用務先と宿泊施設との間の移動に係る交通費を勘案し、予約時点で最も安価な宿泊施設、ルームタイプ及び料金体系であるものをいう。

宿泊手当の定額等（第14条）

（宿泊手当の定額等）

第十四条 令第十一条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額は、別表第三のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、法及び令の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の二の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第三のとおりとする。ただし、法及び令の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の一の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

- 旅費法施行令の委任に基づき、宿泊手当の定額やその計算方法について定める規定。

<第2項>

- 支給する宿泊費に夕朝食代相当額が含まれている場合であって、その金額が明確でなく宿泊費から控除して算定することができないときに、二重支給を防止する観点から、宿泊手当を減額する規定。

<第3項>

- 移動中に宿泊した場合（例：機内泊）であって、その移動中に交通機関から食事が提供されたときに、二重支給を防止する観点から、宿泊手当を減額する規定。

<第4項>

- 「これに相当する場所」は、旅行者の実家や親戚宅等の「宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費）の発生が想定されない場所」を想定している。

規定の趣旨

別表第三 宿泊手当（第14条関係）

一 本邦

- 内国・外国ともに、「国」を基本単位として金額を定めているため、内国は一区分となっている。

区 分	宿泊手当 (一夜につき)
全ての地	2,400 円

二 外国

- 在外公館が所在する国を基本単位として、各区分の金額を定めている。
- 国の金額がないものは、地域の金額による。

区 分		宿泊手当 (一夜につき)
地域	国名	
アジア	インド	4,800 円
	インドネシア	4,500 円
	カンボジア	5,400 円
	シンガポール	5,400 円
⋮	⋮	⋮
北米	アメリカ合衆国	5,400 円
	カナダ	5,400 円
⋮	⋮	⋮
中南米	アルゼンチン	5,400 円
	ウルグアイ	5,400 円
	エクアドル	5,400 円
	エルサルバドル	5,400 円
	キューバ	4,800 円
⋮	⋮	⋮
その他の地域		5,400 円

転居費の算定方法等（第15条）

（転居費の算定方法等）

第十五条 令第十二条に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、別表第四に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

- 一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき
に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - 二 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - 三 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、法及び令の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の国費による支給が適当でない費用として主計局長が定めるものを除くものとする。
- 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

- 旅費法施行令の委任に基づき、転居費の算定方法や支給対象外となる費用等について定める規定。

<第1項>

- 外国赴任においては引越し費用も高額になることから、別表第4で定める上限量を規定している。「容積により」は船便を、「重量により」は航空便を、それぞれ想定している。
- 第1号は、引越し業者を利用した場合の転居費の算定方法について定めている。
- 第3号は、宅配便、自家用車やレンタカー等を利用した場合の転居費の算定方法について定めている。国費の適正な支出の観点から、この場合においても、第1号で規定する見積りが必要となる。

<第2項>

- 「国費による支給が適当でない費用として主計局長が定めるもの」は、ピアノや美術品等の個人的な嗜好の強いものを運送する際の追加費用、自家用自動車等を運送する際の追加費用（一部例外あり）、家具等の購入費用、敷金等の初期費用等としている。〔運用方針規程第15条関係第2項〕

規定の趣旨

別表第四 外国旅行の転居費に係る家財運送量の上限（第15条関係）

区 分			上 限
家財の運送単位を容積により算出する場合	在外公館長	職員	13.5 ^{m³}
		配偶者	9 ^{m³}
		子（一人につき）	1.5 ^{m³}
	その他の者	職員	9 ^{m³}
		配偶者	9 ^{m³}
		子（一人につき）	1.5 ^{m³}
家財の運送単位を重量により算出する場合	在外公館長	職員	540kg
		配偶者	360kg
		子（一人につき）	60kg
	その他の者	職員	360kg
		配偶者	360kg
		子（一人につき）	60kg

【参考】運用方針 規程第15条関係

規程第15条関係

第2項

主計局長が定めるものは、次に掲げる費用とする。

- 1 法及び令の規定により他の種目として支給を受ける費用
- 2 多くの民間企業において支給を制限している次に掲げる費用
 - (1) ピアノ、美術品、骨董品、ペット、庭石、植木等の個人的な嗜好の強いものを運送する際の追加費用
 - (2) 自家用自動車、自動二輪車等を運送する際の追加費用。ただし、離島、へき地等への異動に際し自家用自動車、自動二輪車等を運送しなければ公務の運営上支障を来すと各庁の長が認める場合には、支給の対象とすることができる。
 - (3) 荷造り及び荷解きに係る追加費用（いわゆるおまかせプラン等を利用したことによる追加費用であり、追加の作業員に係る補助車両費を含む。）。ただし、次に掲げる費用は、支給の対象とすることができる。
 - ア 身体上の理由等により自力での荷造り及び荷解きができないと各庁の長が認めた場合には、当該荷造り及び荷解きに係る追加費用
 - イ 外国旅行において、パッキングリストの作成、荷物の梱包その他運送業者が通関等の義務的な手続を行うために必要な作業に要する費用
 - (4) 工事、設置等に係る追加費用。ただし、空調設備、暖房器具、ガス器具及び洗濯機の取外し及び取付け工事費用並びに取付けに必須の付帯工事費用については、支給の対象とする。

- 3 家具、家電等の生活用品を購入した費用等の旅費に馴染まない次に掲げる費用

- (1) 家具、家電等の購入費及び賃料
- (2) 宿舍等の修繕費（ハウスクリーニング料金等の原状回復費用を含む。）
- (3) 家電リサイクルに係る費用
- (4) 不用品、不要品及び粗大ごみの回収、処理及び処分に係る費用
- (5) 荷物を一時保管する場合の追加費用。ただし、宿舍を退去しなければならない日又は着任日から宿舍への入居が可能となる日までの最低限の期間に生じた一時保管に要する費用については、支給の対象とする。
- (6) 敷金、礼金、仲介手数料等の民間賃貸住宅等への入居に要する初期費用
- (7) 新居住地の下見に要する費用
- (8) 友人等の転居の補助を行った者への謝礼等
- (9) 家族の転園、転学等に要する費用
- (10) 官公庁への諸手続に要する費用

近距離の転居に係る転居費等の制限（第16条）

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第十六条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤官署の変更に伴う旅行については、国設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

規定の趣旨

- 近距離の転居に関して、転居費等の制限を設ける規定。
- 同一市町村内の異動であっても、BCP要員等で国設宿舎への入退去を命じられた場合は、本規定の対象外としている。

渡航雑費の細則（第17条）

（渡航雑費の細則）

第十七条 令第十五条に規定する財務省令で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- 一 保険料
- 二 医薬品の購入に係る費用
- 三 携行品の購入に係る費用
- 四 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- 五 令第十五条に規定する費用に類する又は付随する費用
- 六 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして主計局長が定める費用

規定の趣旨

- 旅費法施行令の委任に基づき、渡航雑費の対象とする費用の細則を定める規定。

<第2号>

- 「医薬品」であれば全て該当するわけではなく、旅行者の持病の有無等の個々の旅行の実情に応じて、「公務のため特に必要とするもの」であるかを判断する必要がある。

<第3号>

- 「携行品」は、スーツケースや海外電源用の変換プラグ等を想定している。

【参考】運用方針 規程第17条関係

規程第17条関係

第6号に規定する主計局長が定める費用は、各庁の長が財務大臣に協議して定める費用とする。

死亡手当の定額（第18条）

（死亡手当の定額）

第十八条 令第十六条の財務省令で定める定額は、別表第五のとおりとする。

規定の趣旨

- 旅費法施行令の委任に基づき、死亡手当の定額を定める規定。

別表第五 死亡手当（第18条関係）

区 分	死亡手当
全ての者	930,000円

退職者等の旅費の細則（第19条）

（退職者等の旅費の細則）

第十九条 令第十七条第一項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

一 法第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が内閣総理大臣等又は指定職職員等であつた場合には、当該者をいう。ロ及び第三号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が法第三条第二項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又はニ及び次項の規定に準じた旅費

三 法第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

ロ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ハ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(1) ロの規定に準じた旅費

(2) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

ニ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(1) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) イの規定に準じた旅費

2 前項第三号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となつた場合において法第三条第二項第四号の規定により支給する旅費は、前項第三号の規定に準じて各庁の長が財務大臣に協議して定めるものとする。

規定の趣旨

● 旅費法施行令の委任に基づき、退職者等の旅費の細則について定める規定。

<第1項>

- 「退職等となる前の職務の級の者として（中略）旅行するものとして計算」とは、退職者等の旅行において、当該退職者等の退職等となったときの職階区分に応じて適用する宿泊費基準額や交通費の運賃等級を決定するという趣旨である。

遺族等の旅費の細則（第20条）

（遺族等の旅費の細則）

第二十条 令第十八条に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- 一 本邦在勤の職員が法第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
 - イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
 - 二 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が法第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第四号イの規定に準じた旅費
 - 三 法第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
 - 四 法第三条第二項第五号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費
 - イ 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - ロ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
 - 五 法第三条第二項第六号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）
 - 六 法第三条第二項第七号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- 2 遺族が前項第一号から第五号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、法第二条第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

規定の趣旨

- 旅費法施行令の委任に基づき、遺族等の旅費の細則について定める規定。

<第1項>

- 「職員が（中略）旅行するものとして計算」とは、遺族の旅行において、職員の死亡時の職階区分に応じて適用する宿泊費基準額や交通費の運賃等級を決定するという趣旨である。

【参考】運用方針 規程第20条関係

規程第20条関係

第1項

「死亡地」には、死亡した地のほか、遺体のある地を含むものとする。

休暇帰国の旅費の計算（第21条）

（休暇帰国の旅費の計算）

第二十一条 法第三条第二項第八号の規定により支給する旅費は、在勤地と本邦における所属庁（各庁の長の在勤官署をいう。）所在地（所属庁がない場合には、東京都。）間の往復について出張の例に準じて計算する。

規定の趣旨

- 休暇帰国の旅費の計算について、支給可能な区間を定める規定。

旅行依頼に係る旅費（第22条）

（旅行依頼に係る旅費）

第二十二條 法第三條第四項の規定により支給する旅費は、旅行者の職務の級を行政職俸給表(一)の適用を受ける者の職務の級に相当するものとして出張の例に準じて計算した旅費とする場合には、各庁の長が財務大臣への協議を経たものとみなして定めることができる。

規定の趣旨

- 旅行依頼に係る旅費について、財務大臣への協議を経たものとみなせる場合を定める規定。

電磁的方法（第23条）

（電磁的方法）

第二十三条 法第七条第五項に規定する財務省令で定めるものは、各庁の長が定める方法とする。

規定の 趣旨

- 旅費法の委任に基づき、電磁的方法について定める規定。

請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等（第24条）

（請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項等）

第二十四条 法第七条第一項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

一 次号から第五号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書

二 法第三条第一項に規定する赴任に係る旅費又は同条第二項第一号、第四号、第八号若しくは第五項の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書

三 法第三条第二項（第一号、第四号及び第八号を除く。）に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書

四 法第三条第六項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書

五 法第三条第七項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書

六 法第三条第八項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応じた前各号に掲げる請求書

2 法第七条第一項に規定する必要な資料の種類は、別表第六のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第四項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。

3 法第七条第七項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第七の上欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第八の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

4 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第七中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、支出官等が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第一項第六号に掲げる請求書に代えることができる。

5 旅行命令権者及び支出官等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であることを確認するものとする。

6 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出官等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

7 支出官等は、旅費を支給した又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。

規定の趣旨

- 旅費法の委任に基づき、旅費の請求に係る請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項を定める規定。

<第1項>

- 請求する旅費に応じて、必要な請求書の種類が異なることとなる。

別表第六 請求書に添付する資料（第24条関係） 1/3

区 分		添付する資料
一 鉄道賃	令第五条第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された鉄道による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第五条第一項第二号から第六号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（急行料金にあつては、支出官等が必要と認める場合に限る。）
二 船賃	令第六条第一項第一号に掲げる運賃（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第六条第一項第二号から第五号までに掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
三 航空賃	令第七条第一項第一号に掲げる運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料
四 その他の交通費		その支払を証明するに足る資料
五 宿泊費		その支払を証明するに足る資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（令第九条ただし書に該当する場合に限る。以下この表において同じ。）
六 包括宿泊費		その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料

別表第六 請求書に添付する資料（第24条関係） 2/3

区 分	添付する資料
七 転居費	その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 令第十四条第一項第二号イ又はロに規定する許可を証明するに足る資料（同号イ又はロに規定する場合に該当するときに限る。） 令第十四条第二項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
八 着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
九 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第十三条第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料 令第十四条第一項第二号イ、ロ、ハ又はニに規定する許可を証明するに足る資料（同号イ、ロ、ハ又はニに規定する場合に該当するときに限る。）
十 渡航雑費	その支払を証明するに足る資料
十一 令第十七条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から前号までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となつたことを証明する資料

別表第六 請求書に添付する資料（第24条関係） 3/3

区 分	添付する資料
十二 死亡時旅費請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる資料 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料（遺族が帰住した場合に限る。） 遺族であることを証明する資料（請求者が遺族である場合に限る。）
十三 旅費損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、法第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は令第三条第二項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。）
十四 旅費喪失請求書により請求する旅費	天災又は令第三条第三項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料
十五 法第九条第一項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第十号までに掲げる資料 法第九条第一項の規定に該当することを証明するに足る資料

別表第七 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）（第24条関係）

区 分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書 又は 出張旅費概算請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の所属部局課又は所属団体、官職又は役職、職務の級（請求者又は死亡者が内閣総理大臣等又は指定職職員等のいずれかに該当する場合には、その旨。以下この表において同じ。）及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）
赴任旅費精算請求書 又は 赴任旅費概算請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の所属部局課又は所属団体、官職又は役職、職務の級及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額
死亡時旅費請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属部局課、官職、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属部局課、官職、職務の級及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 請求年月日

区 分	記載事項又は記録事項
旅費損失請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の所属部局課、官職、職務の級及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属団体、役職及び氏名（これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 損失事由 請求年月日
旅費喪失請求書	支出官等の官職及び氏名 請求者の所属部局課又は所属団体、官職又は役職、職務の級及び氏名 請求額 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 喪失事由 請求年月日

- 一 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 二 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 三 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第八 旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）（第24条関係）

区 分	記載事項又は記録事項
一 鉄道賃	令第五条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第五号までに掲げる料金及び同項第六号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
二 船賃	令第六条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第四号までに掲げる料金及び同項第五号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
三 航空賃	令第七条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号に掲げる座席指定料金及び同項第三号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
四 その他の交通費	金額
五 宿泊費	夜数及び金額
六 包括宿泊費	夜数及び金額
七 宿泊手当	夜数及び定額
八 転居費	金額
九 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
十 家族移転費	第一号から第七号まで及び第九号の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
十一 渡航雑費	金額
十二 死亡手当	定額

旅費の精算に係る期間（第25条）

（旅費の精算に係る期間）

第二十五条 法第七条第二項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して二週間とする。

2 法第七条第三項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して二週間とする。

規定の 趣旨

- 旅費法の委任に基づき、旅行者が概算払を受けた場合の旅費の精算に係る期間を定める規定。

給与の種類（第26条）

（給与の種類）

第二十六条 法第七条第四項及び第十条第二項に規定する給与の種類は、一般職給与法に規定する俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

規定の趣旨

- 旅費法の委任に基づき、概算払の精算や旅費の返納に係る差引きが可能な給与の種類を定める規定。
- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に規定する給与のうち、実費弁償の性質を有する手当や支給時期が限定される手当等を除いて対象としている。
- 「これらに相当する給与」とは、一般職の常勤の職員以外の者の受ける給与など一般職の職員の給与に関する法律に基づかない給与を想定している。

通勤手当との調整（第27条）

（通勤手当との調整）

第二十七条 旅行者が一般職給与法第十二条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

規定の趣旨

- 旅費と通勤手当等の二重支給を防止する観点から、通勤手当等の支給を受けている区間に係る旅費は支給しないことを定める規定。
- 「通勤手当等の区間」とは、旅行者が実際に所属庁から支給を受けている通勤手当等の区間を指している。

実地監査（第28条）

（実地監査）

第二十八条 法第十一条の規定により実地監査を行う場合には、財務大臣は、あらかじめ、各庁の長に対して、監査の目的、対象、日程並びに当該職員の官職及び氏名を通知しなければならない。

規定の 趣旨

- 実地監査を行う場合の手続を定める規定。

在勤官署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費（第29条）

（在勤官署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

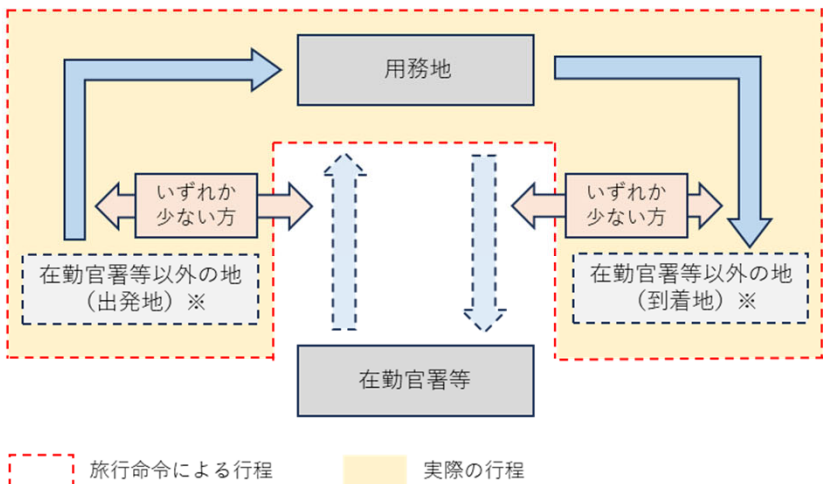
第二十九条 在勤官署（常時勤務する在勤官署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤官署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤官署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤官署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤官署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤官署等以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤官署等に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

規定の趣旨

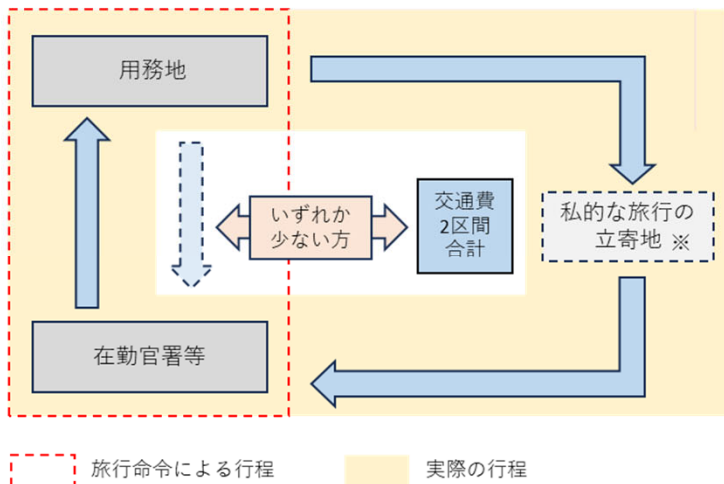
- 在勤官署等以外の地を出発地又は到着地とした場合に支給する旅費を定める規定。
- 通常その滞在を想定されない地（在勤官署等以外の地）を旅行命令等の出発地又は到着地とした場合は、通常の旅行命令等の場合と比較し、より安価な旅費を支給することを定めている。

【対象となる旅行形態】



※ 在勤官署等以外の地とは、出張の有無に関係なく私的に滞在する地であり、そこから直接出発（そこへ直接到着）する地のこと。（両親の介護のため週末に帰郷している実家等。）

【対象とならない旅行形態】



※ 私的な旅行の立寄地とは、出張のついでに私的に立ち寄る地であり、出張がなければ滞在することのない地のこと。

本邦通過の場合の旅費（第30条）

（本邦通過の場合の旅費）

第三十条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、令第十四条第一項第一号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

規定の趣旨

- 外国旅行中に本邦を通過する場合の旅費について定める規定。

年度経過等による区分（第31条）

（年度経過等による区分）

第三十一条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

規定の趣旨

- 交通機関での移動中に年度経過や職務の級の変更等があった場合における旅費の計算方法を定める規定。